

岩手県告示第220号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

令和4年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）アクロスプラザ盛岡 盛岡市津志田南一丁目101番3ほか
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場